

件名	愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部運転免許課・生活環境課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号） ・ 道路交通法（昭和35年法律第105号） ・ 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） ・ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号） ・ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）

【改正の概要】

道路交通法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う手数料の額の改定

○改定がある手数料

手数料の名称		手数料金額		
		改正前	改正後	
銃砲刀剣類等所持許可証書換え手数料		1,600円	1,800円	
認知機能検査員等講習手数料		1,400円	1,450円	
認知機能検査員等講習手数料（自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習）		800円	1,200円	
認知機能検査手数料		750円	1,050円	
運転技能検査手数料			3,550円	
講習手数料	普通自動車対応免許保有者に係る高齢者講習	新設	6,450円	
	普通自動車対応免許非保有者に係る高齢者講習		2,900円	
	小型特殊自動車免許以外を保有する	75歳未満の高齢者講習	5,100円	廃止
		75歳以上の高齢者講習（合理化）	5,100円	
		75歳以上の高齢者講習（高度化）	7,950円	
		75歳以上の高齢者講習（臨時）	5,800円	
	小型特殊自動車免許を保有する	75歳未満の高齢者講習	2,250円	
		75歳以上の高齢者講習（合理化）	2,250円	
		75歳以上の高齢者講習（高度化）	4,450円	
		75歳以上の高齢者講習（臨時）	2,350円	
若年運転者講習・1時間当たり		新設	2,250円	
特定任意講習手数料	高齢者更新時試験	2,650円	廃止	
	簡易高齢者講習	1,800円		
	普通自動車対応免許保有者に係る特定任意高齢者講習	新設	6,450円	
	普通自動車対応免許非保有者に係る特定任意高齢者講習		2,900円	
	75歳未満の特定任意高齢者講習	5,100円	廃止	
	75歳以上の特定任意高齢者講習（合理化）	5,100円		
	75歳以上の特定任意高齢者講習（高度化）	7,950円		

施行日 令和4年5月13日（銃砲刀剣類所持等取締法関係は令和4年4月1日）

【その他参考事項】